

岩手県公安委員会告示第 17 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する検定を次のとおり行う。

平成 18 年 8 月 11 日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

1 検定に係る警備業務の種別及び級、日時並びに場所

| 種別及び級      | 日 時  | 場 所  |
|------------|--|--|
| 施設警備業務 2 級 | 平成 18 年 11 月 30 日(木) 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで | 紫波郡矢巾町流通センター南一丁目<br>2 番 7 号<br>盛岡地区労働者共同福祉センター |

2 検定定員 30 人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）

3 受検対象者 岩手県内に住所を有する者又は岩手県内の営業所に属する警備員

4 受検手続

(1) 受付期間 平成 18 年 9 月 19 日(火)から同月 25 日(月)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間

(2) 受付場所 次に掲げる場所とする。

ア 岩手県内に住所を有する者にあっては、住所地（検定を受けようとする者が岩手県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、住所地又はその営業所の所在地）を管轄する警察署

イ 岩手県内に住所を有する者以外の者であって岩手県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類 検定を受けようとする者は、検定申請書 1 通に次に掲げる書類を添付し提出すること。

ア 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 2 枚

イ 岩手県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（検定を受けようとする者が岩手県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、住所地を疎明する書面又はその営業所に属することを疎明する書面）

ウ 岩手県内に住所を有する者以外の者であって岩手県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面

(4) 受検手数料 検定申請書提出時に、16,000 円を岩手県収入証紙により納付すること。

5 検定事項等

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関する事。

ウ 警備業務対象施設における保安に関する事。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関する事。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 検定の順序等 検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 その他

(1) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。

(2) 検定の詳細については、岩手県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署に問い合わせること。